

(1) 「規程」公布前の諸学校

「規程」公布前に申請書類を提出した学校からみることとしよう。なお通番 4、9 の学校は特別の事例として後述することとし、通番 3 と 5 の学校は詳しく記されていないので省略するが、通番 1、2、3、6、7、8 の学校をみると、入学の際に清国公使館の紹介書を必要としていない。そのうち、通番 6 の学校以外は保証人を必要とした。保証人の資格については、学校の認める者（通番 1）、東京又は横浜に在住し清国公使館又は学校の認める者（通番 2、7）とされている。なお日清学堂（通番 8）は、保証人について別に定めていないが、清国公使或いは留学生会館幹事が保証人を兼ねるように指定している。⁷⁾

ここで、特別な事例について見る。振武学校（通番 4）は清国の将来の陸軍軍人を育成することを目的とするため、入学に際して他校より厳しい手続きを定めている。もう一つの特別な事例は実践女学校（通番 9）で、二回の学則改正を経て申請書類を提出している。1905 年改正の「清国女子速成科規定」では、女子留学生の入学に関しては、非常に簡略な内容であった。しかし、1908 年の改正学則の「外国留学生規定」では入学に関して詳しく記し、特に、入学手続きとして「三 在東京の日本人より保証人を出す者」、「五 公使館の紹介書ある者」とし、保証人は東京在住の「日本人」すなわち在日清国人とし、さらに、清国公使館の紹介書を必要とするように改めている。こうした改定は 1905 年に文部省の公布した「規程」の内容に従って改定したものであった⁷⁸⁾。

(2) 「規程」公布以後の諸学校

通番の 10 から 28 までの学校、つまり「規程」公布以後の諸学校を見る。「規程」の第七条は、留学生を受け入れる際には、必ず清国公使館の紹介書を添付するように明記している。東京工科学校（通番 26）と東京数学院（通番 28）の二つの学校は詳しく記していないが、ほかの計 17 校は、留学生の受け入れに際して清国公使館の紹介書を添付するよう規定している。清国公使館の紹介書は入学手続きの一つの書類としてのみならず、入学許可の前提条件として重要視されることとなった。清国公使館の紹介書以外の必要書類を見ると、通番 14、17、19、21、22、24、25 の学校においては、履歴書或いは在学証書のいずれかの他、保証人連署の入学願書を必要とし、保証人制度を強化している。保証人となる資格は、東京警監学校（通番 10）の場合は、清国公使館員、留学生監督、学生会館幹事など、清国側留学生管理の関係者、或いは東京・横浜在住の、当校の認める者とする。また東京実科学校（通番 19）の場合は東京在住で独立して生計を営む成年以上の者とし、早稲田清国留学生部（通番 25）の場合は東京又は横浜に在住し、清国公使館又は当校の認める者とする。

以上、見てきたうちで、1905 年 11 月の文部省第 19 号省令「規程」の公布前後の入学手続きについて、大きく変化したのは清国公使館の紹介書の有無である。しかし、1905 年 10 月に、法政大学などの 9 校（経緯学堂、早稲田大学清国留学生部、弘文学院、東斌学堂、成城学校、亜東（ママ）実業学校、大成学館、東京同文書院）はいち早く文部省の「規程」

⁷⁸⁾ ちなみに、留学生に関する規定の名称は「清国女子速成科規定」から「外国留学生規定」に変更された。これは、実践女学校が最初に清政府の速成廃止という留学生派遣政策に対応したためである。

の中身を知って、「規程」の第1条の入学願書に清国公使館の紹介書を添付することについて、文部省宛に「清国公館カ紹介書ノ公附ヲ他ノ相当ノモノニ委任シ文部省カ之ヲ承認シタルトキハ該代理者ノ紹介書ハ公館ノ紹介書ト同一ノ効力」があると認めてほしい趣旨の伺書を出した⁷⁹。1906年1月17日に文部省はその旨を承認し、またその公使館に代わる代理者に対して「追テ御同書中相当ノモノト有之候ハ清国ヨリ派遣シタル官吏ヲ指ス」と追加説明している⁸⁰。すなわち、各省から派遣された遊歴官や監督などの紹介は公使館の紹介と同等の効力を持つことが承認されている。

さらに、1906年12月に清国駐日公使館内に監督処が設置されると同時に、清国公使館主導で日本側の清国留学生を収容している教育機関との間に「清国留学生教育協議会」が開催され、その際に定められた「公約」（「協定」）では、「各参加学校に収容される学生は必ず清国公使館の紹介状を持つこと」が強調され⁸¹、清国公使館の紹介書を添付することが徹底された。清国公使館が日本側の留学生受け入れ校として19校を指定して、入学条件も厳しくしたことは、留学生に対しての管理を強める狙いがあったことは言うまでもなからう。

第二節 各私立学校における諸費用

本節では、前節の続きとして清末の留日学生を受け入れた各私立学校の諸経費についてまとめる。使用する資料は、前節と同じ東京都公文書館所蔵の「文書類纂 第一種学事 私立各種学校」の申請書類群である。本節は基本的にその申請書類中の各機関の諸費用に関する事項を整理した表 2-3 を参照しながら、各留日学生教育の学校における諸費用について見ることにする。

1. 学費について

清末の留日学生教育の学校では、寄宿舍の有無によって、学費に関する規定が異なっている。表 2-3 をみると、寄宿舍を設けている学校では授業料、舎費、食事代及び雑費などを含めた学費を定め、寄宿舍のない学校では入学金、授業料及び校費などの項目別で費用を決めていることが分かる。また、寄宿舍のある学校でも寄宿舍以外からの通学を許可する場合は、別に通学生の学費を定めている。以下、各学校において、入学の際に納める費用と通常の授業料、校費などの費用について見ていく。

【表 2-3】

⁷⁹前掲法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』223～224頁。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 「学界記事」『官報』第1期。

通番	1	2	3	4	5	6	7
学校名	東京同文書院	弘(宏)文学院	私立東京日本語学校	私立振武学校	法政速成科	私立東洋学院(麹町区富士見町四丁目十二、十三番地明治義会中学校敷地内)	私立経緯学堂
授業料等の諸費用	学費ノ毎月本院ニ納ムヘキ費額左ノ如シ 一 二円 授業料 一 一円舎費 一 一円石油費 一 八円食料 /被服、夜具、書籍、文具、日用小使、修学旅行、医薬費等ハ凡ソ学生ノ自辨トス	学生ハ寮費教育費書籍費食費被服費薪炭油費一遺其他ノ費用トシテ一カ年金三百圓ヲ前納スベキモノトス但本院ノ承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又ハ数ヶ月分宛ヲ前納スルコトヲ得 退学ヲ許シタル学生ニシテ其前納セル学費ニ残余アルトキハ之ヲ返附スベシ		学資ハ一名ニ付年額三百円トシ入学ノ際三ヶ月分以上ヲ纏メ学生総監督ヲ経テ学生監理委員長ニ前納シ爾後毎月二十五日迄ニ当該月額二十五円ヲ上納スルモノトス		入学料授業料ヲ定ムルコト左ノ如シ 入学料 金一円 授業料 金二円五十銭	学寮学生ノ応納学費ハ学寮費、教育費、教科書費、制帽費、膳費、炭炭灯油費、日常零用銀等ノ項ヲ合シ一年合計三百円トシ
支弁方法	在院中ハ毎月学費ノ全部ヲ本院会計ニ託シ必要ニ応シテ使用スルモノトス /本院ハ学生不時ノ需要ニ備ヘシタメ各学生ニシテ毎月若干ノ積金ヲ為サシムルコトアルベシ 第三十一条 在学生ハ本院所定ノ服装ヲ為スベシ但シ特別ノ事故アルモノハ臨時置ヲ許スコトアルベシ /学資ハ三ヶ月以上前納セシム若シ納付期ヲ過タルニケ月ニ至ルモ猶口納金セサルモノハ退学ヲ命ス	一カ年金三百圓ヲ前納スベキモノトス但本院ノ承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又ハ数ヶ月分宛ヲ前納スルコトヲ得 退学ヲ許シタル学生ニシテ其前納セル学費ニ残余アルトキハ之ヲ返附スベシ		入学ノ際三ヶ月分以上ヲ纏メ学生総監督ヲ経テ学生監理委員長ニ前納シ爾後毎月二十五日迄ニ当該月額二十五円ヲ上納スルモノトス		授業料ハ毎月五日迄ニ其月分ヲ納付スベシ 但シ納期後ニ入学ノモノハ直チニ納ムベシ	

8	9	10	11	12	13	14
私立日清学堂	私立実践女学校	私立東京警監学校	私立大成学堂	私立済美学堂	私立東洋学院(神田区今川小路一丁目五番地)	私立東亜鉄道学校
本学堂寄宿舎居ノ学生ノ学資ハ一ヶ年三百円ト定メ月割三ヶ月以上ノ全員ヲ学堂ニ前納スベシ	(明治三十八年七月二十二日付願 学則改正「附則二 清国女子速成科規定」より) 清国女生ノ月謝ハ毎月三円トス 入学金ハ二円トス / (明治四十一年の学則改正「私立実践女学校学則 附則二」より) 四 入学金及授業料左ノ如シ 入学金三円 授業料 四円	学費ハ一カ年金三百円トシ授業料校費食費被服教科書及零用費ニ充ツ 零用費ハ一カ年金三十六円トシ毎月金三円ヲ学生ニ交付ス / 通学生ノ学費ハ一カ年金六十円トシ授業料及校費ニ充ツ	学費ヲ定ムルコト左ノ如シ 授業料 第一学期 一ヶ月金三円 第二学期以上 一ヶ月金四円 入学金及入学試験手数料ハ徴収セズ / 改正学則により 日本語専修科授業料 金二円 入学金 本科ハ無日語専修科ハ一円トス	学資金ハ学生一名ニ付一ヶ月金二十五円(一カ年三百円)ト定メ三ヶ月分以上ノ全員ヲ前納セシム / 学生所要ノ被服食料教科用図尺炭油、手当金等ハ適宜本学堂ニ於テ支弁シヘシ但毛布、寝具等ハ自弁トス	初等科及高等科共学費ヲ定ムルコト左ノ如シ 授業料 一ヶ月 金二円 入学料 金五十銭 校費 一ヶ月 金十銭	入学検定料ハ金二円ト定ム入学願書提出ノ際之ヲ納付スルモノトス 入学金ハ金五円ト定ム在学証明書提出ノ際之ヲ納付スルモノトス / 授業料ハ予科年額金三十六円本科第一学年及高等予科年額金四十八円本科第二学年以上年額金六十円ト定ム授業料年額金ヲ四分シ左ノ期日迄ニ前納スベシ
				三個月分以上ノ全員ヲ前納セシム	入学料ハ入学ト同時ニ之ヲ納ムベシ 授業料及校費ハ毎月五日限リ前納スルモノトス但八月分ハ納付ヲ要セズ	入学金ハ金五円ト定ム在学証明書提出ノ際之ヲ納付スルモノトス / 授業料年額金ヲ四分シ左ノ期日迄ニ前納スベシ

15	16	17	18	19	20	21	22
私立哲学館日清高等学部	(東亜青年会附属)私立東亜公学	私立路鉞学堂	私立東京高等警務学堂	私立東京実科学校	私立志成学校	私立東京鉄道学堂	私立成女学校
	本校ノ在学学生ハ出席シ有無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ其月分ノ授業料ヲ納付スベシ但シ八月ハ授業料ヲ徴収セズ 授業料ノ月額ハ予科本科共ニ金四円選科ハ金二円トス各学生ハ其入学ノ始メニ於テ各科共ニ入金金二円ヲ取ムベシ一旦納付シタル入学金及授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返還セズ	授業料トシテ左記ノ金額ヲ毎月五日以内ニ納ムベシ但シ入学ノ際は左記金額ノ東修ヲ徴収ス 各科一ヶ月 三円 各科 東修一円 授業料ヲ納付シタルモノニハ受領証及登校券ヲ交付シ東修ヲ納付シタルモノニハ受領証ヲ交付ス 登校券ハ登校ノ際必ス携帯スル事ヲ要ス	本学堂入学者ハ入学ノ際東修金三円ヲ納ム且ツ学費ニヶ月分ヲ前納スベシ / 学費ハ左ノ區別ニ従ヒ毎月三日迄ニ納付スベシ 一 高等研究科授業料金三円(通訳費共) 一 警察高等科同 金五円(通訳費共) 一 警察普通科同 金五円(通訳費共)但十六日以後入学シタル場合ハ其月ノ学費ヲ半減ス夏期休業全月ニ涉リタル時ハ其月ノ学業ヲ徴収セズ	各科授業料ハ一ヶ月四十八円トス / 理化学及博物学ノ実験ヲ自習スルモノハ其実費ヲ納付スベシ	東脩ハ金二円トシ入学ノ際之ヲ徴ス / 授業料ハ一ヶ月金三円トシ毎月五日限り納付セム但毎年八月ハ授業料ヲ徴収セズ	本学堂授業料ヲ定ムルコト左ノ如シ 予科 金三円 本科 金三円五十銭 / 本学堂ニ入学ヲ許可セラレタルモノハ入学料 金一円ヲ納ムベシ	本部一切ノ学費ハ左ノ如し 東脩 金三円 教 授費年額 金三十六円 寄宿費年額 金百五十六円
	本校ノ在学学生ハ出席シ有無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ其月分ノ授業料ヲ納付スベシ但シ八月ハ授業料ヲ徴収セズ	授業料トシテ左記ノ金額ヲ毎月五日以内ニ納ムベシ	本学堂入学者ハ入学ノ際東修金三円ヲ納ム且ツ学費ニヶ月分ヲ前納スベシ / 学費ハ左ノ區別ニ従ヒ毎月三日迄ニ納付スベシ		授業料ハ一ヶ月金三円トシ毎月五日限り納付セム但毎年八月ハ授業料ヲ徴収セズ		

23	24	25	26	27	28
私立東京専門予備学院	私立東京同仁医薬学校	早稲田大学清国留学生部	私立東京工科学校	私立成城学校	私立東京数学学院
本院ニ入学スルニハ入学費トシテ金一円ヲ納ムルモノトス / 授業料ハ一箇月金三円トシ其月五日迄ニ三箇月分ヲ前納スベシ	本校学費ハ学生一名ニ付毎年金三百円トシ左記ノ費用ニ充ツルモノトス 一 授業料 六十円 一 校費 十二円 一 寄宿費 百四十四円 一 被服費 三十円 一 雑費 三十四円 但本科並ニ専攻科生ハ別ニ練習材料ノ実費ヲ負担スベキモノトス其概算一学期ニ付金十円乃至三十円ヲ要ス	学生入学ノ際入学費金五円ヲ納付スベシ / 普通科学費毎年金四十八円優級師範科毎年年金六十円トシ四期ニ分納セシム但シ実験費ハ別ニ其実費ヲ徴ス	普通科学生ハ左記ノ学費ヲ納ムルモノトス 入学金 金二円(入学ノ際納入ヲ要ス) 授業料 金三円(毎月五日マデニ納入ヲ要ス)	学資金ハ学生一名一箇月金二十五円(一ヶ年三百円)ト定メ入学ノ際三箇月以上ノ金員ヲ清国公館ヲ経テ本校ニ先交シ爾後在学中常ニ一箇月以上ノ学資金ヲ同様先交シ置クヘシ 学校ニ於テハ其授業料、舎費、被服、食料、教科用図書及器具消耗品費、雑費、手当金、等適宜ニ支辨処理スベシ / 授業料ハ学生一名一箇月金四円五十銭トス	
授業料ハ一箇月金三円トシ其月五日迄ニ三箇月分ヲ前納スベシ			授業料 金三円(毎月五日マデニ納入ヲ要ス)	入学ノ際三箇月以上ノ金員ヲ清国公館ヲ経テ本校ニ先交シ爾後在学中常ニ一箇月以上ノ学資金ヲ同様先交シ置クヘシ	

2. 入学の際に納める費用について

表 2-3 の通番 1、2、3、4、5、8、12、15、19、24、27、28 の計 12 校は入学金としての費用を明確には記していないが、ほかの 16 校はすべて入学金を徴収している。入学金の金額としては、一番安い 50 銭（私立東洋学院、通番 13）から一番高い 5 円（私立東京警監学校、通番 10、私立東亜鉄道学校、通番 14、早稲田清国留学生部、通番 25）までまちまちであるが、入学金 2 円の学校が 7 校と最も多く、その次は入学金 1 円の 6 校で、他に入学金 5 円の 3 校、3 円の 2 校、50 銭の 1 校となっている。入学金 2 円と 1 円の学校が合わせて 13 校あり、当時留学生を受け入れた学校の入学金の相場を示していると言えよう。これは、1901 年に出版された章宗祥の『日本遊学指南』（以下『遊学指南』と略す）で私立学校の受験料（入学金）⁸²が 1 円から 2 円とされているのとほぼ同じである。しかし、『遊学指南』より高い入学金を徴収する学校も、5 校あることが分かった。

また、入学の際に入学金以外に、入学検定料などを納める必要のある学校も 2 校ある。その一つである東亜鉄道学校（通番 14）の場合は、「入学検定料ハ金二円ト定ム入学願書提出ノ際之ヲ納付スル」、「入学金ハ金五円ト定ム在学証明書提出ノ際之ヲ納付スルモノトス」と記している。すなわち、入学願書を提出する際に 2 円の検定料を払い、在学証明書が交付された時にまた入学金を追加で払うこととしており、ほかの学校より入学検定料分が増えている。もう一つの東京高等警務学堂（通番 18）の場合は、「本学堂入学者ハ入学ノ際束脩金（入学金一筆者）三円ヲ納メ且ツ学費ニヶ月分ヲ前納スベシ」とある他に、卒業試験を受けられなかった者に対しての追試、また警察普通科を卒業してから警察高等科に入る者に対しての試験を行う際に、3 円の手数料を徴収することとしている。

なお、学則改正を経て入学金に関する規定が若干変わった学校についても触れる。経緯学堂（通番 7）では、1904 年の申請書類によれば学生は寄宿生と通学生に分けられ、寄宿生の場合は月額 25 円の学費、年額 300 円とし、通学生の場合は普通科と高等科に在籍している者は月額 4 円、その他の学科に在籍している者には月額 5 円の学費をそれぞれ定めているが、入学金に関しては、特に記していない。しかし、1907 年の学則改正により、「生徒ハ入学ノ初二入学金二円」を収めることとなった。また、実践女学校（通番 9）は清国女子速成科の時には入学金を 2 円としていたが、1908 年の学則改正を経て「清国女子留学生部」の名称に変更した後、入学金は 3 円とされた。さらに、私立大成学堂（通番 11）の場合は、最初は入学金及び入学手数料を徴収しなかったが、1906 年に学則を改正して日本語専修科を増設すると、日本語専修科のみに入学金 1 円を徴収することとした。このように、学則改正を経て新たに入学金を徴収する或いは金額を増やした背景には、それぞれの学校の経営事情があったと考えられる。

3. 授業料などの費用について

⁸² 『遊学指南』では、「受験料」は「はじめ入学のときこれをおさめる」と解釈している（前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』178頁）。

上述のように、留学生が入学の際に払った金額には若干の違いがあるが、それでも入学金を払うのが一般的であった。次に、入学した後に払う授業料や校費などの費用を見ると、この節の冒頭で触れたように寄宿舎のある学校とない学校の費用についての規定は違いがある。まず、寄宿舎のある学校から見る。表 2-3 の通番 1、2、4、8、22、24、27 の学校においては、寄宿舎があり、授業料、舎費、食料費などを含めた費用を決めていることが分かる。同文書院（通番 1）の場合は、「第二十七条 学費ノ毎月本院ニ納ムヘキ費額左ノ如シ 一 二円授業料 一 一円舎費 一 一円石油費 一 八円食料、第二十八条 被服、夜具、書籍、文具、日用小使、修学旅行、医薬費等ハ凡ヲ学生ノ自辨トス」と記し、毎月授業料、舎費、石油費及び食料費合計 12 円を納める以外、日常生活用品などの費用を自弁することとしている。一方、その他の寄宿舎がある学校では、ほとんど授業料や寄宿代だけでなく、各種の雑費を含めて定めている。例えば、宏文学院（通番 2）の場合は、「学生ハ寮費教育費書籍費食費被服費薪炭油費小遣其他ノ費用トシテ一カ年金三百円ヲ前納スベキモノトス」と記し、月割で 25 円となる費用を前納し、学生に毎月小遣いを還付している。このような学校は他に、振武学校（通番 4）、私立日清学堂（通番 8）、私立成女学校（通番 22）、私立東京同仁医薬学校（通番 24）、私立成城学校（通番 27）の 5 校である。すなわち、寄宿舎のある学校においては、授業料、舎費、食料費などを前納する以外に必要な費用は自弁する場合とすべての費用を前納する場合の 2 種がある。

次に、表 2-3 の通番 7、10、12、20、の学校を見ると、寄宿と通学の両方を認めていることが分かる。寄宿生の費用は上述の寄宿舎制度をとる学校とほぼ同じで、月額 25 円、年額 300 円である。通学生に対しての費用について、経緯学堂（通番 7）の場合は、「普通科及高等科ニ在リテハ毎月四円トシ別科ニ在リテハ毎月五円トシ」と記して、授業料のみを規定している。学科別により授業料の金額も若干違い、年額で計算すればそれぞれ 48 円と 60 円になる。警監学校（通番 10）の場合は、「通学生ノ学費ハ一カ年金六十円トシ授業料及校費ニ充ツ」とし、授業料と校費込みで一年 60 円とする。済美学堂（12）も「通学生ノ学費ハ授業料四円、学堂費一元」とし、一年の学費は校費込みで 60 円とする。

また、寄宿舎を設けない学校の費用は、学科にかかわらず均一の金額を規定する学校、学科あるいは学期の違いにより金額も若干違う学校との 2 つに分けられる。授業料が均一の学校は、通番 6、9、13、17、19、23、26 の計 7 校がある。例えば、実践女学校（通番 9）の場合は、中等科、師範科と工芸師範科の三科とも授業料 4 円であり、私立路鉞学堂（通番 17）の場合は「各科一カ月三元」と決めている。授業料均一の全 7 校の金額を見れば、2 円 50 銭から 3 円までで（実践女学校では学則改正で 3 円から 4 円に変更）、毎月授業料 3 円の学校は 5 校（実践女学校を含む）ある。

次に学科、学期あるいは学年の別で授業料の金額が若干異なる学校を見ると、通番 11、14、15、18、21、25、28 の 7 校がある。例えば東亜鉄道学校（通番 14）の場合は、「授業料ハ予科年額金三十六円本科第一学年及高等予科年額金四十八円本科第二学年以上年額金六十円ト定ム」と記し、予科、本科第一学年及び高等予科、本科第二学年のそれぞれの授業料は月 1

円の差があり、年額にすると 36 円から 60 円までの幅がある。また、大成学堂（通番 11）の日本語専修科と東亜公学（通番 16）の選科が授業料 2 円である以外、ほとんどの学校は予科から本科あるいは普通科から高等科になると授業料も 1 円程度増額し、金額は月額 3 円から 5 円までである。すなわち、こうした学校は学習内容が難しくなるにつれて、授業料も若干上がっていると考えられる。しかし、数学学院（通番 28）の場合は、「授業料普通科及本科一円二十銭高等科金一円五十銭、校費五銭」と記し、前述の学校に比べると相当安いことが分かる。ここで注目したいのは警務学堂（通番 18）の場合で、「一、高等研究科授業料金三円（通訳費共） 一、警察高等科同 金五円（通訳費共） 一、警察普通科同 金五円（通訳費共）」と記し、通訳費込みの授業料を徴収しているのである。清国留学生向けの授業を通訳付きで行っていたため授業料をやや高めに設定しているのであろう。

以上各学校の授業料を再度見てみると、3 円以下の学校あるいは学科は計 4 つしかなく、授業料は 3 円から 5 円の間が最も多いことが分かった。

4. 学費の支払い方法について

表 2-3 の支払い方法を明記していない学校を除き、各学校の学費の支払い方法は概ね 2 つに分けられる。一つは 3 ヶ月分以上を前納する方法で、もう一つは毎月（毎月の 5 日までに）の分を前納する方法である。まず、3 ヶ月分以上を前納する学校は通番 1、4、10、11、12、14、19、23、25、27 の計 10 校である。そのうち、大成学堂（通番 11）は「但事情ニ由リ毎月分納スルモ妨ナシ」と記し、実科学校（通番 19）は「一切ノ学費ハ三ヶ月分以上ヲ月ノ三日ニ前納スベシ但シ月額分納スルモノハ許可ヲ受ケルベシ」と記し、3 ヶ月の授業料を一遍に払えない留学生に対しては、学校の許可があれば月ごとに分納することも可能としている。次にひと月ずつ支払う学校を見ると、表 2-3 の通番 6、13、16、17、18、20、26 の計 7 校は毎月決められた期日までに支払うこととなっている。そのほか、同仁医業学校（通番 24）は半年ずつ分納することを決めている。宏文学院（通番 2）は原則として一年 300 円を前納することにしてはいるが、「本学院ノ承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又ハ数ヶ月分宛ヲ前納スルコトヲ得」と但し書きがある。経緯学堂（通番 6）は「一年合計三百円トシ一年分ヲ併セテ前納スベシ但事故アル者ハ特ニ本学堂ノ許可ヲ受ケテ四期二分ケ三箇月ツツ前納スルコト得」と記し、また改正後の学則では「学費ハ一学期分ヲ纏メテ納付スベシ但毎月分納スルモ妨ケ無シ」としている。要するに、支払い方法については基本的に三ヶ月ずつの前納とひと月ずつ支払う方法の 2 種となっているが、学生の状況などに応じて月ごとに分納することも可能としているのである。

ここで留意すべきは陸軍予備学校としての振武学校（通番 4）の納付ルートである。振武学校は清国公使館あるいは陸軍総監督が参謀本部により設置された「清国学生監理委員」に納付して、「清国学生監理委員」によって管理されている。このような管理法の背景には、振武学校が専ら清国の練兵処（のち陸軍部に改称）と各省から派遣された官費陸軍留学生を受け

入れる指定校とされ、清政府が陸軍の養成を日本の陸軍参謀本部に求めたこと、それに対して参謀本部もきちんと対応していることがある。

5. 医薬費、中退や学費未納の処分について

まず医薬費から見ると、病気にかかった留学生に対する医薬費については、通学生と寄宿舎生によって異なる。通学生の場合は留学生自身が医薬費を自弁するのは当然であろうが、寄宿舎生の場合は学校側の規定によって病気にかかった留学生の対処がなされている。

前述したように、寄宿舎がある学校であっても、その費用に関しては授業料や食事代などの一部を支払うのと授業料や各種雑費を含むすべてを支払う場合がある。授業料や食事代など一部しか払わない学校では、医薬費などは自弁すると決めている。前に挙げた同文書院（通番 1）がそれに当たる。また、授業料や各種雑費のすべてを支払う学校についてその医薬費などの詳細をみると、通番 2 の宏文学院の場合は、「学生疾病ニ罹リタルトキハ学生監ハ本学院囑託ノ医員ニ託シテ診察ヲ受ケシメ学院費ヲ以テ療養セシム但病状ニ依リテハ保証人ニ引キ取ラシメ其後ノ費用ハ自辨タラシム」と定めている。すなわち、学生が軽い病状であれば学校の委託医師に診察してもらい、学校側は前納した各種雑費を利用して該当学生の医薬費を支払い、重い病状で他病院の治療を受ける場合、保証人あるいは本人に医療費を支払わせることにしている。経緯学堂（通番 7）、済美学堂（通番 12）、成城学校（通番 27）などもほぼ同じ対処法である。但し済美学堂（通番 12）の場合は、他病院で治療を受ける者に対しても、日本国内を旅行する者や本国に帰省する者と同じように、手当金及び食費も日数に応じて支給すると明記している。

ここでふれておきたいのは、留学生の医薬費などについては、各学校の規定に従う以外留学生自身が官費生であるか、自費生であるかにより大きく変わってくることである。すなわち、中央政府或いは省政府から派遣された官費生は、通院・入院した時にかかった医薬費を派遣元から支給されたが、自費生は上述の各学校側の対処法に準じて自弁するほかなかったのである。清国側の医薬費に関する対処法の詳細は、第 II 部の第三章で述べる。

次に、中途退学者への対処について。宏文学院（通番 2）は「退学ヲ許シタル学生ニシテ其前納セル学費ニ残余アルトキハ之ヲ返附スベシ」と記し、学費の残余を返すことにしている。このような学校は他に通番 4、7 の 2 校がある。一方、東洋学院（通番 13）は中途退学者に対して「入学料授業料納付ノ上ハ如何ナル理由アルモ返付セズ」と決めているように、すでに払った入学金授業料は返付しないとしている。このように明記している学校は通番 13 の東洋学院以外に、通番 14、16、17、18、20、23、24、25 の計 8 校がある。

また、授業料未納者への対処を見ると、同文書院（通番 1）は「納付期ヲ過タルニヶ月ニ至ルモ猶ホ納金セサルモノハ退学ヲ命ス」と記し、二ヶ月を経ても払わない者は退学させた。早稲田清国留学生部（通番 25）の場合は「費納付期限内ニ納付セザル時ハ直チニ之ヲ除籍ス」と記し、より厳しく対処している。そのほか、東洋学院（通番 6）は「期日迄ニ授業料ヲ納付セサルモノハ保証人ヨリ徴収ス」とし、東京鉄道学堂（通番 21）も「退学前ノ未納授業料ハ

本人及保証人ヨリ追徴ス」と記している。つまり、未納の授業料を保証人から徴収するとしている。表 2-3 の授業料未納あるいは納期までに払えない者への対処を明記している学校は上記の 4 校であり、その対処法は退学、除籍あるいは保証人に請求するという 3 種である⁸³。

また、授業料を納めた者に登校券を配布している学校もある。例えば、私立路鉦学堂（通番 17）は「授業料ヲ納付シタルモノニハ受領証及登校券ヲ交付シ束修ヲ納付シタルモノニハ受領証ヲ交付ス」、「登校券ハ登校ノ際必ス携帯スル」ことを要求しており、東京鉄道学堂（通番 21）も同じ方法を採用している。

6. 日本人を受け入れる学校との比較

以上、私立の留日学生教育機関において、入学金や授業料や各種雑費などの金額、支払方法、医薬費や退学者や未納者の対処法はどうだったかを見てきた。しかし、日本人を中心に教育を行っている私立学校の場合はどうだったか。私立学校 1、2 校を例に挙げ、留日学生教育機関と比較してみることにする。

東京工科大学の場合は、1907 年 12 月に東京府知事宛てに設立願を提出し、「機械電工建築採鉦冶金ノ四教科ヲ設置シ是等実業ニ従事セシトスル男子ノ為メニ必要ナル技能ヲ授クル」⁸⁴ことを目的とした。「私立東京工科大学学則」⁸⁵の第 6 章「学費」の第 29 条によれば、「入学試験料 金五十銭」「入学金 金一円」「授業料 予科金一円 本科金二円五十銭」と定め、さらに「授業料ハ毎月五日以内」に納めることとし、「既納ノ入学試験料入学金及授業料ハ事故ノ何タルヲ問ハズ返戻セス」と記している。また同校は清国留学生で「本校ニ入学セント欲スル者ノ為メニ特ニ普通科」を設けており、その普通科の学費は「入学金 金二円（入学之際納入ヲ要ス）授業料金三円（毎月五日マデニ納入ヲ要ス）」としているが、入学金と授業料は日本人が入学する各科より入学金が 1 円、授業料が 50 銭高いことが分かる。

また、東京数学院の場合は、1908 年 8 月に設立認可願を提出し、「数学ヲ専攻セントスル者及諸学校生徒ノ数学ヲ補習セントスル者ノ為メニ数学ヲ授クル」⁸⁶ことを目的としている。同校では普通科、本科、高等科及び清国留学生のための特別科を設置して、それぞれの学費について定めている。日本人学生の学費は「入学金五十銭但清、韓国留学生一円」、「授業料一カ月普通科金八十銭、本科金一円、高等科金一円五十銭」、「校費金五銭毎月授業ト共ニ納付スルモノトス」⁸⁷とし、清国留学生の特別科は「入学金一円、授業料普通科及本科一円二十銭、高等科金一円五十銭、校費五銭」⁸⁸としている。清国留学生の費用は日本人の学生と比べると、入学金は 50 銭、授業料は普通科と本科がそれぞれ 40 銭と 20 銭高くなっているほかは同じである。

⁸³ 例えば、成城学校は学費未払い者を除籍する場合と退学させる場合がある。前掲中村義「成城学校と中国人留学生」262 頁を参照。

⁸⁴ 「明治四十一年文書類纂学事 第一種 学事 私立学校 第一巻 628 C6 02」。

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ 「明治四十一年文書類纂 学事 第一種 私立学校 第五巻 東京府文庫 628 C6 6」。

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ 同上。

しかし、同じ時期に運営している日本人教育の私立学校と清末の留日学生教育の私立学校を現段階ですべて比較するのはほぼ不可能である。日本人を中心とした以上の二つの私立学校の学費を見た場合、同じ学校における日本人学生と留日学生の費用は若干異なり、留学生のほうがやや高くなっていることが分かったのみである。

第三節 官立学校の留学生受け入れ

1. 初期の官立学校への入学（東京第一高等学校と東京帝国大学）

最初の留学が始まった時、日華学堂に在学していた浙江省の留学生、南北洋大臣により派遣された留学生らは東京帝国大学の工科大学と第一高等学校への進学を希望した。そこで日本側の外務大臣と文部大臣の間では、前例のない入学交渉を行い、その結果、1899年9月より、彼らを聴講生として東京帝国大学と第一高等学校に入学させた⁸⁹。これが官立学校としての初めての清国留学生受け入れである。その際の文部省から直轄学校第一高等学校への問い合わせに関する文書を見ると、外務省の問い合わせに対して、文部省は1899年6月14日に第一高等学校（以下一高と略す）長宛てに次の文書を送っている。

清国浙江巡撫ヨリ派遣ノ留学生（以下六名姓名略）六名ハ昨年来本邦語ヲ修学シ最早邦語ヲ以テスル講義ハ解得致候様相成候ニ付、本年九月ヨリ貴校へ聴講生トシテ入学致度旨申出候趣ヲ以テ、外務省ヨリ照会ノ次第モ有之候条、可成御差許候様致度。尚ホ本件ハ外務省へ回答ノ都合モ有之候間、何分御回答相成候、此段及照会候也。⁹⁰

二日後の同月16日一高から差支無き旨の返事をもらった文部省は、同月20日外務省に「本月十日付機密送第三号ヲ以テ清国浙江巡撫ヨリ派遣セラレタル留学生錢承誌外五名第一高等学校、聴講生トシテ入学ノ件ニ付御照会之趣領承右ハ差支無之ニ付入学許可可致候条御了知相成度此段及回答候也」⁹¹と回答した。

こうして、浙江省の留学生らは一高の入学を許可され、9月から聴講生として同校に入った。しかし、一高の入学規則には留学生に関する項目がなかったため、所謂変則的な入学であった⁹²。聴講生となった留学生8名の入学後の状況に関しては、翌年3月に一高から文部省に調査報告が提出された。その調査報告には、「……保証ニ関シテハ外務省ノ委嘱ニヨリ支那留学生ヲ監督セル日華学堂総監ガ引受ケヲ為サシム。入学料授業料及図書貸付料凡テ徴収セズ。入寮生ニ対シ寄宿料ヲ徴収セズ。……」⁹³と書かれている。

⁸⁹ 第一高等学校の中国人留学生教育の詳細については、二見剛史「第一高等学校における中国人留学生教育」（国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第95集、1978年）を参照されたい。

⁹⁰ 第一高等学校『第一高等学校六十年史』1939年、481頁。

⁹¹ 外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雑纂」（陸海軍之外ノ部）（3-10-5-3-2）所収。

⁹² 巖平「官立高等教育機関における留学生教育の成立と展開：第三高等学校を事例として」『京都大学大学文書館研究紀要』第7号、2009年、3頁。

⁹³ 前掲『第一高等学校六十年史』483頁。

すなわち、一高に入学しても8人の留学生を引き続き監督しているのは日華学堂であり、一高から留学生本人に直接学費を徴収しないで日華学堂を通すという特別な扱い方をしている。

その特別な扱い方というのは、日華学堂（日華学堂は清国が送った留学資金を預けてある外務省から受け取る）を経由して寄宿舎代以外の食事代などを清算することで、このような動きは『日華学堂日記』で確認できる。例えば、1899年11月2日付の日記に「午後宝閣堂監、高等学校二出頭。寄宿料ノ支払ヒヨナス」⁹⁴と書かれ、また12月28日付の日記に「此日高等学校より来状。依て寄宿料を払はしむ」⁹⁵と記されている。

しかし、同じ時期に東京帝国大学の工科大学などに入学している学生に対しては、入学金、授業料を徴収している。これは1899年9月の複数の『日華学堂日記』に書かれている内容で分かる。そのうちの15日付の日記には「此日外務省に学生の入学金、月謝等の臨時費請求書を呈出」、18日には「種々協議ノ末、来年四月二至ル学堂維持費ノ予算案ヲ認メ外務省ニ送ル。此日外務省ヨリ大学生十名ノ入学料並ニ授業料四ヶ月分ヲ請取ル」⁹⁶と書かれ、22日付の日記には「此日法科大学ヨリ張煜全撰科入学ヲ許可ス旨通ジ来ル。午後大学会計係ニ趣キ学生九名ノ入学金ヲ収納シ」⁹⁷と書かれている。日華学堂はまず、帝国大学に入る学生らの入学金と授業料を臨時費として外務省に請求書を出して、三日後に10名の留学生の入学金と4ヶ月分の授業を受け取って、帝国大学側に支払ったのである。

では、なぜ一高は入学金、授業料、寄宿舎代を徴収していないのに、帝国大学は入学金と授業料を徴収しているのか。その原因については史料上の制限があり不明である。ただ、一高の場合は清国留学生教育の状況を文部省に報告する際に、追伸で「外国人ノ入学ハ常ニ之レアルベキコトヲ予想セサルヲ以テ随テ之ニ応スルノ内規等ノ設ケ無之別記」と書いており、清国留学生を受け入れるのに決まった規則はないとしているのである。また、一高は1900年から1907年に学部と文部省の間に結ばれた「特約五校」が実行されるまで、「留学生ノ学資ハ元来彼国政府又ハ各省ノ官費ナリ随テ当校ニテハ彼レ等留学生個人ノ学資ニツキ何等関与シタルコトナシ」⁹⁸とし、外務省、駐日公使館又は各省の監督を通して学校側に学資が支払われていることが分かる⁹⁹。

ここで一高に入学している留学生をめぐる経費支出の詳細を京師大学堂の留学生を例としてみると、1904年1月～12月間の京師大学堂の留学生に関する報告には、収入項目として京師大学堂からの送金で、「各種給料、雑費、学生費（内、食料 学生三十一人各月十圓

⁹⁴ 前掲柴田幹夫「『日華学堂日記』1898年～1900年」71頁。

⁹⁵ 同上、75頁。

⁹⁶ 同上、68頁。

⁹⁷ 同上、68頁。

⁹⁸ 前掲『第一高等学校六十年史』478頁。

⁹⁹ 経費の送金記録については、外務省外交史料館所蔵「在本邦支那留学生関係雑纂」（留学生費之部）、（3-10-5-3-5）で確認できる。

被服費 学生三十一人各月三圓 雜費 学生三十一人各月十圓)」とある¹⁰⁰。清国側は京師大学堂の留学生に毎年一人紋銀 400 両（日幣の約 488 円に相当）を、二回を分けて、外務省を経由して一高に支払っている¹⁰¹。

一高で留日学生を聴講生として受け入れた後の 1900 年 7 月、文部省は初めて省令第 11 号を以て「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」（以下「委託生ニ関スル規程」と称す）を定めた。また翌年には「文部省直轄学校外国人特別入学規定」（以下「外国人特別入学規程」と称す）に改正した。そこでは入学金や授業料などについて、「委託生ニ関スル規程」第 5 条の「外国委託生ニシテ入学検定料及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得」から「入学シタル外国人ニハ入学試験料、入学料及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得」に変わり、「入学料」の一項が増えている。その後「特約五校」以外の文部省直轄学校は、留学生受け入れを決定する際に、「外国人特別入学規程」に準じたのである。

2. 官立学校の入試手続きなど

上述のように、早期の留日学生の文部省直轄学校の入学は、外務省や駐日公使などの紹介により、聴講生の形で許可された。その後の留日学生の在籍学校は私立学校が圧倒的に多く、官立学校はわずかであった。しかし、清国政府は留学生の質を向上させるため、1906 年 12 月からは官立学校に合格した自費生に官費を与えるようになり、そして、さらに文部省直轄学校の留日学生収容人数を拡大するため、駐日公使兼監督処総監督楊枢は学部からの委託を受け、清国が 1907 年 8 月に毎年一定人数の留学生を文部省の直轄学校に送り、補助費を提供する所謂「特約五校」の協定を結ぶことになった。しかし、官立学校の自費生に官費を支給することで、各省の留学生経費が増大し、かつ特約五校の実施に伴い、経費の負担はますます大きくなった。そのため、留学経費の不足から、学部は 1909 年 1 月に、各省に官費生定員数を決めさせ、定員の枠内で官立学校の農、工、格致、医学の 4 科に合格した自費生にのみ官費を支援することになった¹⁰²。

こういう状況で、特約五校以外の官立学校では留学生に特別措置をとらなくなり、日本人の学生と同じような入試制度による入学が実施された。前節で述べた私立学校の入学と比べると、官立学校への入学には手続き上において、どういったことが必要であったのか。特約五校と農、工、格致、医学の学校に限るが、官立学校への入学を希望する受験生への監督処からの通知内容を見ると、次の 5 点を伝えている。

一、入学願書・学業履歴書の形式については、本処（監督処一引用者）が各学校の規則に記されている書式を複写し、記入用として準備するが、もし修正する箇所があれば、必ず学校側に相談すること。

¹⁰⁰ 「明治三十七年一月至同年十二月 清国京師大学堂留学生ニ関スル第一年報告書抄録」前掲『第一高等学校六十年史』493頁。

¹⁰¹ 前掲「在本邦支那留学生関係雑纂」（留学生費之部）所収。

¹⁰² 呂順長『清末中日教育文化交流之研究』商務印書館、2012年、162頁。

一、普通科の卒業証明書については、卒業した学校側に所定書式があれば、本処がすでに複写したものを事前を持って行き記入し、学校側に所定書式がなければ学生自ら出身校に行って学校専用の用紙を受け取って利用し、元の出身校がすでに廃校している場合は本処より証明書を発行する。

一、学科成績表及び健康診断証明書は専用の用紙があるので、それを利用すること。

一、各学校が求める写真はみな脱帽・半身で写った手札形で、裏面に姓名、出身地、生年月日（旧暦と西暦の両方）を記入し、且つ志望学校と学科を記入し、印鑑を押す。この規定に合致しなければ、本処は絶対に受理しない（学生が記入した入学願書を監督処に提出し、それが監督処から各学校側に提出されるということ一引用者）。

一、学校の多くは本年（1909年一引用者）より入学手数料を徴収することになり、表（表2-4一引用者）に示している学校或いは旧則のままでもまだ増額していない学校は、金額を増やす場合臨時に通知し納めること。¹⁰³

『官報』（第36期）によって表2-4にまとめた官立学校は特約五校のほか、農、工、格致、医学の4科に限定されて官費を支給された対象校である。官費を支給する対象校の26校（表2-4）では、一高を除き、入学願書、卒業証明書、学業成績（履歴）表、写真のすべてを提出する必要があった。そのうち東北帝国大学農科大学などの8校は「身体検査証」又は「体格検査証」と呼ばれる健康診断書も必要としていた。また、東京高等工業学校は入学希望者全員に配色写生図の提出を要求し、さらに同校の工業図案科の希望者には配色写生図2枚と自画草花鳥類写生図1枚の提出を要求している。なお、蚕業講習所、水産講習所、第一高等学校、広島高等師範学校、東京高等師範学校の5校は入学検定料を記していないが、上記の監督処の通知内容によれば、実際は徴収しているかもしれない。なお、他の21校は入学検定料を徴収していることがわかる。金額としては、大阪高等工業学校、大阪府立高等医学校、東京高等商業学校、東京高等工業学校の4校は5円で、ほかには12校は3円、5校は2円である。各種手続き書類は受験生各自が記入したものを、監督処が各学校に送付したものである。

¹⁰³ 「学界記事」『官報』第36期。

【表 2-4】 官立学校の入学手続き及び受験料—『官報』第 36 期より

校名	入学手続きの書類	受験料
東京帝国大学農科大学	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真、	2円
東北帝国大学農科大学	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真、体格検査証	3円
盛岡高等農林学校	入学願書 履歴書、写真、卒業証明書、	2円
鹿児島高等農林学校	入学願書 履歴書、写真、卒業証明書	3円
蚕業講習所	入学願書、履歴書、身体検査証明、写真	
水産講習所	入学願書、履歴書、体格検査書、写真、卒業証明書	
東京高等工業学校	入学願書、履歴書、写真、配色写生図、学科成績表、身体検査証、如報工業図案科者須用配色写生図二枚、自画草花鳥類写生図各一枚	5円
大阪高等工業学校	入学願書、履歴書、写真、卒業証明書	5円
京都高等工芸学校	入学願書、履歴書、写真、卒業証明書、身体検査書	2円
名古屋高等工業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
熊本高等工業学校	入学願書、学業履歴書、身体検査証、写真	3円
仙台高等工業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
東京高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	5円
山口高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	2円
長崎高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、身体検査証、成績表、写真	2円
神戸高等商業学校	入学願書、履歴書、学業成績証明書、写真	3円
千葉医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
仙台医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
岡山医学専門学校	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真	3円
金沢医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
長崎医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
大阪府立高等医学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	5円
京都府立医学専門学校	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真	3円
東京高等師範学校	入学願書、履歴書、身体検査証、学業成績書、写真、	
広島高等師範学校	入学願書、履歴書、写真、学業成績書	
第一高等学校	入学願書、写真	

また、監督処は上記の文部省直轄学校から寄せられた入試情報を『官報』の「監督処公布」で公表している。学校の入学希望者はそれぞれ監督処の公布を見て、各種書類を用意したが、書類は監督処により各学校側に提出されるので、監督処が掲載した締め切り日は各学校の締め切りではなく、監督処への書類提出の最終日を意味している。例えば、1909年1月の「監督処公布」によれば¹⁰⁴、東京高等師範学校では同年の入学試験を3月中旬に行う予定で、監督処への申し込みは2月20日を締め切りとしている。また、盛岡高等農林学校への受験申込みの締め切りは2月25日であり、入学試験の日時は「明治四十三年三月二十一日より四日間で本校及び東京高等商業学校内に試験施行」とし、本校の他東京高等商業学校にも受験会場が設けられている。

104 「学界記事」『官報』第38期。

しかし、官費を与える「特約五校」以外の文部省直轄学校の中には、毎年留学生を受け入れるのではなく、日本人学生の入試が終わった後に留学生の受け入れを判断する学校も存在していた。例えば、『官報』(第38期)の「監督処公布」には仙台高等工業学校の入試情報が記されており、同校では1910年の入学試験は3月下旬に行うが、「外国人特別入学規程」の第三条「帝国大学総長若ハ学校長ニ於テ前条ノ出願ヲ受ケタルトキハ相当ノ学力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ学校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス」に基づいて、留学生の入学人数は学校の本科生入学が決まるまで確定できないので、監督処側としては仙台高等工業学校に入学する者がいれば、前年の基準で手続きを準備する旨を公布している¹⁰⁵。仙台高等工業学校と同じ状況にあるのは、名古屋高等工業学校である。また、農商務省管轄下の水産講習所は設備が完成するまで留学生を受け入れることが困難であるとして、1910年度は留学生を受け入れないことを決めている¹⁰⁶。

なお、農、工、格致、医学以外を扱う文部省直轄学校で、官費支給の対象外である東京美術学校と東京外国語学校の入学手続きに対しては、入学希望者が少ないため、監督処は随時紹介状を配り、学生自ら入学願書を提出するよう変更したことがわかる¹⁰⁷。

以上のように、1907年以前は留日学生の官立学校の在籍率がわずか3-4%であった状況から、特約五校の締結と官立学校に合格する自費生に官費を与える制度によって、官立学校を志望する留学生が増加し、官立学校への入学も増えた。しかし、自国の学生を優先的に収容して、事前に決めずにその状況によって留学生の入学を判断する官立学校もあった。東京或いは東京の近辺に位置した官立学校は入学競争が激しいため、地方にある官立学校を選ぶ留学生にとっては、監督処の入試情報の知らせを待つほかなかったのであろう。

各学校の入試手続きからみれば、本章の第一節で述べた私立学校は比較的簡便な書類のみで済んだのに比べると、官立学校は各学校によって決められた正式な書類が必要となっており、その書類も全て監督処を経由して各学校に送付されており、いささか煩雑であった。

3. 官立学校の留学費用について—特約五校を例に

1で述べたように委託教育を行う一高以外の官立学校に入学するには、「外国人特別入学規程」に定められているように、入学検定料、入学金及び授業料を納付しなければならなかった。2では官費を与える対象校の入学検定料について触れてきた。しかし官立学校の授業料については、史料上の制約もありすべての学校の金額を知るのは難しい。そこで「特約五校」にしぼって、清政府側から毎年五校に支払われた補助金と五校に入学した官費生に支給された費用について見ることにする。

¹⁰⁵ 同上。

¹⁰⁶ 「学界記事」『官報』第44期。

¹⁰⁷ 「学界記事」、『官報』第37期。

1907年8月に学部と文部省の間で結ばれた「特約五校」の協定では、毎年決まった人数の留学生を5つの直轄学校に送り、留学生を受け入れるための設備費と建設費を清政府が提供すると決めている。

ここで補助金が支給される学校の収容人数と清国側が支払う補助金、別途学費の有無の順に記すと、以下の表2-5のようになる。

【表2-5】特約五校の受け入れ人数及び補助金額

東京高等師範学校	25人	毎年1980円	無し
第一高等学校	65人	毎年8768円	無し
東京高等工業学校	40人	毎年8000円	別途授業料、一人50円
山口高等商業学校	25人	毎年7000円(臨時費2000円込み)、但し二年目から臨時費なし。	無し
千葉医学専門学校	10人		授業料のみ

以上の経費は第1年目に限ったものであり、食事代や被服費、各種雑費などは含まれていない。なお、千葉医学専門学校は受け入れ人数が10人以下であれば、補助金は不要で、授業料のみを徴収している。

この協定は1908年から実施され、15年間続いた。学部は15年の間に、新入生を第一高等学校は毎年65人、東京高等師範学校、東京高等工業、山口高等商業、千葉専門医学校の4校は毎年合わせて100人受け入れるという規模で計画を立てた。この計画が完了するまでの所要の経費及び分担法の詳細は、学部から清政府への奏文に書かれているが¹⁰⁸、要約すれば次のようである。

5校に支払う補助費を留学生の人数分で平均すれば、一人当たり毎年約190円となる。「管理章程」の規定で官立学校の官費生であれば、別途毎年支給される450円を加え、五校官費生一人当たりにかかる費用は一年につき約650円となる。この基準で毎年増加した人数分も加算して、且つ第一高等学校の卒業者が大学に進学する費用を合わせると、第8年目と第15年目における費用が最も多くなる。平均で毎年補助費18万円、学費42万円の計60万円が必要である。すべての費用は留学生数の多少により、学部と23省を規模により大省と小省に分けたところで分担する。一年目は大省5000円、小省3000円で、二年目から費用が逐次増えていき、15年目は最多で大省の支払う金額が3万2千円余り、小省の支払う金額が2万1000円余りとなるが、その後は徐々に減っていき、最終年に大省が支払った金額は2300円余り、小省は1500円余りとなった。凡ての留学生が卒業するまで、清政府が支払う経費の総額(補助費と官費生の費用)は凡そ135万1405円。五校在籍の留学生が卒業するまで、一人当たりかかった費用は凡そ3000円であった¹⁰⁹。

¹⁰⁸ 「学部為籌商日本官立各高等学校毎年収容中国学生名額擬由各省分任經費奏折」『官報』第12期。

¹⁰⁹ 同上。

次に、『経費報銷冊』を利用して、1908年～1910年間の、五校の合格人数と補助金以外の雑費や医薬費などの支出をみてる。

1908年1月～6月（光緒33年12月～34年5月）分の記録を取めた『経費報銷冊』には、高等師範学校30名、第一高等学校60名及び山口商業学校25名の学生に対して、1908年5、6月分の学費を支払った記録があるが、高等工業と千葉医専のものはなかった。1908年7月～12月の（光緒34年6月～11月）分の『経費報銷冊』には、高等師範30名、一高50名、東京高等工業58名、山口高等商業25名、千葉医専10名計173名の学費を支払った記録が残っている。そのうち東京高等工業の58名と千葉医専の10名学生には1908年9月に学費を支払っており、そこから両学校では1908年9月から新学期が始まったことがわかる。1908年～1910年の3年間で、五校に進学した留学生の人数は1908年173名、1909年330名と1910年468名となり¹¹⁰、計画書記載の1908年165名、1909年330名及び1910年495名の数と比べると、若干異なっていることが分かる。

また、1908年7月～12月）分の『経費報銷冊』の五校経費の支出欄には、官費生に支払った学費、官費生の医薬費、各学校の補助費と授業料以外に、一高に支払った電燈架の設置費や寄宿舎の雑費などもある。特に1908年7月から1910年12月までの（光緒34年6月～宣統2年11月）分の『経費報銷冊』を確認すると、3年間で五校の留学生の医薬費に使ったお金は約3万2300円であり、平均で1年当たり1万円以上であることが分かる。官費生の医薬費の出費は五校経費の予算外であり、1年で1万円かかることは決して少ない金額とは言えない。

1908年から実施された五校特約の支出については、『経費報銷冊』で1910年までの分しか確認できないが、単に医薬費の支出からみれば、清国政府が出した五校特約の経費は予算より上回る可能性がある。

なお、その後、山口商業学校は1911年6月の留学生退学事件が引き金となり¹¹¹、1913年に中国側に五校特約から外され、特約校は4校になった¹¹²。また、特約の解約については、1920年中華民国の教育部が、清末に日本側と結んだ特約が有効期限切れの1922年になったら直ちに終了すると決め、各省に通告した¹¹³。参考として教育部の原文の一部をここで引用する。

……民国二年より、山口高等商業学校には特別な出来事で学生を送るのを停止した。残りの四校は特約の通りに学生を送り続けている。……調べたところ、この特約の有効年限は民国十一年で、そろそろ

¹¹⁰ 『経費報銷冊』（光緒三十三年十二月～宣統二年十一月）より確認した数字である。

¹¹¹ 山口商業学校の退学事件については、小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）76～79頁を参照されたい。

¹¹² しかし、1918年に教育部は東京高等工業学校を希望する官費生10名を福岡明治専門学校に送ると各省に通知して、明治専門学校を「五校特約」の該当校として機能させたという指摘もある。その詳細は陳昊「明治専門学校における中国人留学生受け入れの開始と創立者安川一郎」（『九州教育学会研究紀要』第38巻、2002年）を参照。

¹¹³ 「教育部：關於解除留日五校特約的通知」、前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』346-347頁。

有効期限が切れる時期を迎えている。有効期限になったら、すぐ解約し補助金を送るのも停止する。解約の理由は以下のようなものである。

一、各省に官費生の定員を設けている日本留学は、特約の関係で毎年の官費生の空き枠を四校の新入生に優先的に補充し、四校以外の官立高等学校・大学などに合格した自費生は成績が優秀にもかかわらず、官費を補充される機会がないため、実際には公平性が欠如している。……

二、(清朝の学部が作った一引用者)規則に、特約の学校に合格すれば直ちに官費を支給する決まりがあるため、国内の多くの学生は日本に渡って特約の学校を受験する希望を持っている。しかし四校の定員が限られており、合格しなかった自費生のうち、少数は自費での留学に耐えられるが、残りの自費生は進退両難又は名前だけ私立学校に在籍しているのも少なくない。留日学生の学風が悪くなったのは、種々の困難な状況による。特約を解除すると、留日学生の学風が少しでもよくなるだろう。

三、「四校特約」が結ばれたのは清朝の光緒帝の時期であり、その時は教育レベルが低かったため、指定された学校は高等専門学校に限られた。現在、すでに公布された外国への留学生派遣規程によれば、派遣される学生は最低でも国内の専門高等学校の本科を卒業した者であり、外国で専門分野を深く研究することが期待されている。留日学生は特約の関係で、外国への留学派遣規程の通りに派遣されることができない。解約後、日本留学も欧米留学と同じように処理する。

「特約五校」が解除されてからまもない 1924 年、日本外務省は「対支文化事業」の一環として中国人留学生に学費補給を実施することになった。

小結

本章では東京都公文書館所蔵の資料を利用して、清国留学生教育の学校における留学生の入学資格や入学手続きなどを見てきたが、あくまでも制度上の内容に止まった。また、表 2-1 にまとめた学校名のうち私立東京日本語学校、東京専門予備学院、私立日清学堂、私立東洋学院などは、設立申請を確認できたが、東京府からの清国留学生在籍人数を取り調べる通牒に応じた文部省の調査報告(1905年9月と1911年2月の二回調査)では¹¹⁴、それらの学校名は見当たらない。このような学校は、留学生が入学しなかったか或いは在学者が少なかったため、長く続けられなかったと推測するほかない。特に、通番 3 の私立東京日本語学校(1903年)と通番 23 の私立東京専門予備学院(1907年)の設立者は同一人物であり、その設立者である成田文太夫の履歴を見れば、「(明治)三十四年八月以来清国留学生ノ為メニ日本語普通学科ヲ教授ス」と書かれ¹¹⁵、1901年から清国留学生に日本語を教えていることが分かる。またそれは本人設立の私立東京日本語学校で教えたことを指していると考えられる。さらに1903年に設立申請をした日本語学校では速成科が設けられたことと、1907年に設立申請をした専門予備学院は修学年限を3年としたことから見れば、両校の設立者である成田は清国側の留学政策に沿って、速成教育から高等学校又は専門学校に進学するための予備教育に移行した留学生教育を再スタートしようとしたものの、続

¹¹⁴「明治三十八年文書類纂 第一種学事 私立各種学校 第一 626 A8」と「明治四十三年文書類纂 学事 629 D2 13」によるものである。

¹¹⁵「明治四十年文書類纂 第一種 学事 私立学校第三卷 627 D5 4」。

けられなかったと推量できる。取り上げた各私立学校は清国留学生教育のために、日本側の教育法制上の「私立学校令」に従って各種の申請書類を提出して東京府知事の認可を受けている。しかし、その申請書類の資料以外に、各学校独自の記録などを加えないとそれぞれの学校の実態は把握できないのであり、校名がよく知られている東京高等警務学堂、東京警監学校、東京鉄道学堂などについては、充分検討が進められていない。今後学校側の資料の発掘に努める必要がある。

また、私立の留日学生教育の学校の学費について見てきた。周知のように清国が派遣した留学生は大別すれば、官費生と自費生に区分される¹¹⁶。官費生の場合は日本での勉学の費用が保障されているので、自費生よりは学費を気にする必要がない。しかし、自費生の場合は、どこの学校に入るのかによって学費の金額に影響があると考えられる。従って、自費生は自身の経済状況を考えたうえで、入学金や授業料などをやや安く設定している学校への入学を希望する可能性があったと言える。

他方、受け入れる学校について言えば、入学者数の多さは学校の運営に関わる大事な部分である。そもそも日本人のために設けた私立学校では、学生数が定員に満たない場合は清国留学生を受け入れて定員数を充填する可能性があるだろう。例えば、私立東京数学院の場合、「現在生徒数調」には、「普通科第一学期 15 名 高等科第一学期 20 名 受験科 40 名」と計 75 名の生徒がいた。ところが同校は認可願を提出する際に生徒定員を 200 人と決め、そのうち特別科（清国留学生のために設置した）は 80 人とした¹¹⁷。一方、一定人数を超える場合、授業料の金額を調整して安くする私立学校も存在した。例えば、法政速成科の場合は、授業料について、「本科（速成科を指す一引用者）学生八十人未満ナルトキ 一箇月金六円 八十人以上ナルトキ 一箇月金三円」としている¹¹⁸。実際は法政速成科の入学者数は最初から 273 人（1904 年第一期生）と 80 人を超えたため、授業料も 3 円になったのである。

第 I 部では、清政府の留日学生派遣をめぐる背景及び政策的な内容を整理し、日本側の受け入れ態勢などを検討したうえで、日本の留学生受け入れの私立学校と官立学校におけるそれぞれの入学手続きに関する書類、入学金を含む諸費用などを述べてきた。その留学生の教育を実施している私立学校には、授業中に中国語の通訳を付けるため徴収する授業料をやや高く設定したり、留学生者数の増減により授業料に変化をつけた学校も存在している。官立学校の場合は、殆どどの学校が入学金と別で受験料を徴収しており、「特約五校」の千葉医学専門学校のみ受け入れる人数（毎年 10 人）が少ないため、人数分の授業料を払うだけで、別に補助金を必要としなかったことが分かる。なお、官立学校の中に、自国の

¹¹⁶ そのほか、公費生や「津貼生」などがあるが、人数は官費生と自費生のほうが圧倒的に多い。公費生については第六章で取り上げる。

¹¹⁷ 「明治四十一年 文書類纂 学事 第一種 私立学校第五卷 628 C 6」。

¹¹⁸ 「法政速成科規則」前掲法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』3頁。

学生を優先的に入学させ、定員の枠を満たさなければ、留学生の受け入れを決める学校も存在している。

しかし、第I部で述べた内容は、清国政府の留学生の派遣・管理を含む政策ばかり、各学校の入学と諸費用などの規定ばかり、あくまで制度上のものに留まった。実際、清国政府は自身の統治を維持するために留日学生を派遣したが、在日留学生に活発な革命活動を行われ倒されることとなった。一方、日本側の各学校では、常に変化する清政府の留学政策と来日した留学生の流れに適応するため、留学生受け入れの点においては、官立学校より私立学校のほうが柔軟な対応をすることができたのである。

第Ⅱ部 清政府の留学生派遣と留学経費の問題—主に『官報』にみえる各省の事例

第Ⅱ部では、中国人留学生を送り出す清政府すなわち学部と各省が、いかに留学経費を捻出したのか、学校に支払った以外の費用をどこに使ったのか、留日学生のために費やした支払いの総額がいくらだったのか、などの問題に加えて、これまで注目されていなかった公費生の待遇などについて詳しく触れる。

第三章 湖北省の留日学生派遣と留学経費

清末の留学経費は、全て派遣母体である中央政府の各部署や各省がそれぞれ工面しているため、中央政府の各部署或いは各省の留日学生派遣の開始から清朝が終焉を迎える時期までの留学について系統的に考察する必要がある。そこで、本章では、清末の留日学生の派遣において代表的な省の一つであった湖北省を選んで、考察の対象とする。

ここで湖北省の留日学生に関する先行研究を見るならば、(1) 日本側の参謀本部が張之洞に対して日本留学を働きかけた時の事情を論じたもの、(2) 張之洞が湖広総督を任された時期から民国時代までの湖北省の留学政策、(3) 湖北省の日本留学生により創刊された雑誌、及びその影響などに関するものに限られている¹¹⁹。しかし、張之洞が初めて日本に留学生を派遣した際は、経費の調達、経費の捻出が困難であったため派遣計画が遅れており、官費生をめぐる各種経費の支出及び湖北省の留日学生監督の待遇など、一連の経費に関わる問題に対しての研究は未だに行われていない。

周知の通り、清末に大勢の留日学生が派遣されたことには一つ重要な要因がある。それは張之洞の『勸学篇』に書かれている、日本は近くにあつて西洋に留学生を派遣するほどお金がかからないため、多くの留学生を派遣することができるという点である。しかし、官費生一人が中国国内から日本に着くまでの諸費用及び留学期間にかかったすべての費用、また官費生全体にかかった費用を考えれば、それは本当に費用が省けたことになるのだろうか。序章でふれたように中国人留学史分野の研究者らはすでにこの問題について考え始めている。そこで、本章では張之洞の影響力が最も大きかった湖北省を例とし¹²⁰、1898年に留学派遣が開始されてから、辛亥革命勃発直後の時期までの留学に関わる経費について詳しく触れることにする。

¹¹⁹ 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』、前掲黄福慶『清末留日学生』、余子侠・喬金霞「近代湖北留学教育政策的演变」（『徐州師範大学学报』（哲学社会科学版）、第36卷第3期、2010年5月）は、清末、民国期の湖北省の留学政策を考察したものである。黄国華「清末第一個以省区命名的留日学生刊物『湖北学生界』」（『歴史教学』1980年第4期）は湖北省留日学生が創った雑誌に関する考察である。以上が湖北省の留日学生研究の主なものである。

¹²⁰ 張之洞は1889-1894年、1896-1902年、1904-1907年に三度湖広総督を担当し、一度湖北巡撫も兼任した。留日学生の派遣を開始した頃から留学が最も栄えた時期の各事業はほとんど張之洞が主導したのである。

本章の前半で使用する資料は、主に張之洞が書き残した留学に関する公文書¹²¹、当時発刊された雑誌及び日本外務省外交史料館の史料などで、後半では主に監督処が発行した『官報』及び附録である『経費報銷冊』を使用することにする。

第一節 最初の留学生派遣及び留学経費の調達

湖北省全体の日本留学生を検討するにあたって、湖北省から最初の留学生が派遣される経過及びその経費調達について整理する必要がある。

湖北省は湖広総督である張之洞の主導の下、比較的早い時期に日本への留学生派遣を始めた省の一つであった¹²²。1897年11月末、陸軍参謀次長川上操六は日本参謀本部の神尾光臣を湖北省の武昌まで派遣した。その目的は陸軍留学生を日本へ送るよう湖広総督張之洞に勧めることであった。しかし、神尾はその武昌への旅では直接張之洞に面会できず、江漢関道と知府錢恂を通じて参謀本部の意見を伝えるに留まった。1898年初、陸軍参謀本部は今度は宇都宮太郎を武昌に派遣した。宇都宮は直接に張之洞と面会して、積極的に陸軍留学生を日本へ送るよう勧めた¹²³。参謀本部の積極的な働きかけにより、張之洞はついに日本へ留学生を派遣することを決定し、陸軍留学生を派遣するために事前に準備を進めるために、同年2月（光緒二十四年正月）に姚錫光などを、宇都宮と同行させて日本に向けて出発させている¹²⁴。

姚錫光は日本に到着してから、日本の各種学校を現地視察するほかに、陸軍留学生の派遣計画を積極的に進めることを促す活動を展開した。姚が1898年3月22日（光緒二十四年三月初一）に張之洞に送った電文の内容から、派遣計画の準備を進める様子が見てとれる¹²⁵。

この電文によれば、今回の計画での派遣人数は100名あまりで、便宜上、派遣は2回に分けて行われ、一人毎年およそ400円の費用が必要であった。「最も速い者は三年で習得する」という修学年限で計算すれば、100名、合計12万円が必要となる。また、姚錫光は「20人を派遣し教導団に入らせ、下級士官及び兵士のリーダーを養成する」という意見を出しているが、この20名の学生には1人あたり年300円を必要とした。「最も速い者は1年半で習得する」という文面より計算すると、20名合わせて9000円が必要ということになる。

¹²¹ これらの公文書は、苑書義、孫華峰、李秉新主編『張之洞全集』（河北出版社、1998年）に収められている。なお、本論文で使用する『張之洞全集』はすべて河北出版社の版本である。

¹²² 最も早くに派遣したのは浙江省である。1898年4月に8名の文武留学生を日本へ派遣したが、8名のうち4名は湘鄂籍の浙江省武備学堂の学生で、湖広総督張之洞の派遣ではなかった。その詳細は前掲呂順長『清末中日教育文化交流の研究』190頁～193頁を参照。その後、浙江省に続いて、江蘇省、湖北省等も続々と留日学生を派遣している。

¹²³ 胡鈞重編『張文襄公年譜』巻3、台湾商務印書館、1978年、147頁。

¹²⁴ 「札委姚錫光等前往日本遊歷詳考各種学校章程」光緒二十四年正月十八日（1898年2月8日）、この派遣には候補直隸州知州姚錫光のほか張彪、吳殿英、黎元洪及び通訳瞿世瑛がいる（『張之洞全集』3559頁）。日本外務省外交史料館にも関連文書として当時の上海総領事代理小田切万寿之助が1898年2月28日に小村外務次官に送った機密文書を所蔵している。「本邦制度視察ノ為メ湖広総督張之洞ヨリ姚錫光派遣ノ件」「外国官民本邦及鮮滿視察雑件」（清国ノ部）第1巻第3。

¹²⁵ 「姚令等來電」光緒二十四年三月初一戊刻到（1898年3月22日）『張之洞全集』7524頁。

「委員費は別途必要である」（委員費は、学生の付き添いで訪日した人員の費用にあたる）という言葉から、委員費は計算に含まれていない。派遣した二種類の学生に必要な学費の総額は12万9000円となり、毎年約4万3000円は必要であった。この金額は当時の0.8両が1円であったことと比べても、決して少ない金額ではない。

また、張之洞が武備学生の留学経費を調達している様子について、中国大陸から日本海軍に情報提供をしていた日本人宗方小太郎は、1898年9月19日の海軍宛て第一回報告にこのように記述している。

湖広総督張之洞は曩きに日本参謀本部と密約し、文武学生百名を日本に派遣し学習せしむる計画にて、現に湖北より五十名、湖南より五十名を召募せんとし、武備学堂提調姚錫光を湖南に派し、同地の学生を選抜せしめ、姚錫光は已に六十余名の候補者を得て帰来せり。然れども、現在張之洞は其経費の出処に苦み、未だ速に派遣せしむる運に至らずと云ふ。¹²⁶

上述のように、100人余りの留学経費を用意するのは非常に困難なことで、張之洞が困っている様子が窺える。

しかし、張之洞が一遍に100人の留学生を派遣するつもりであったあるからには、当初から多額な留学経費を集める準備がなかったわけではない。ただ、日本側が学費を提供すると誤解し、多くの留学経費を準備しなくとも多数の学生を派遣できるとして100人派遣の計画を立てたのである。留学経費の負担問題について、1898年3月の『湘報』には以下の記載がある。

宇都宮（宮太郎一引用者、以下同じ）は香帥（張之洞の名は香涛であり、総督は“帥”と尊んで“香帥”と呼んだ）に学生を日本へ派遣し工芸、武備を学ばせることを勧めた。国内で学堂を設立するより費用が安くて効果をあげるのも早い。……毎年1人あたり約180円を提供すれば、残りの食事代、書籍代、筆、墨などの全ては日本側の学堂より供給する。現在、候補知県姚錫光を日本に派遣したのは、先に日本で段取りを整え、学習規則を取決めてもらうためである。夏秋の時期から留学生を募集して選考を行う。¹²⁷

記事に書かれているように、「残りの食事代、書籍代、筆、墨などの全ては日本側の学堂より」供給され、湖北省は「毎年一人あたり約180円」のみ経費を提供すれば済むと考えていた。ここから分かるように、一人当たり年180円の費用であれば、100人の留学経費を調達するのに、一人当たり年400円よりもずっと負担が軽く、容易なことである。

日本側が費用を提供することについて、張之洞が荊州將軍に送った電文の中に「学生を日本に派遣し、遊学させることについて、初めは日本が経費を立て替えると聞いていたので、多くの学生を派遣しようと考えていた。しかし、再度の確認によって、鄂省が各自で経費を準備すること

¹²⁶神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録—』原書房、1975年、45～46頁。

¹²⁷『湘報』第十号、光緒二十四年二月二十五日（1898年3月17日）。清政府の重臣張之洞が、日本側が学費を提供すると誤解した原因については、1898年5月駐清公使矢野文雄がかつて李鴻章に毎年200人を日本に派遣することを提起し、費用は日本側が提供するという所謂「留日学生派遣の提案」が手掛かりとなる。矢野の「提案」一部始終については、前掲川崎真美「駐日公使矢野文雄の提案とそのゆくえ—清末における留日学生派遣の契機—」を参照されたい。また、矢野の「提案」の具体的な時期については、今後さらに検証する必要がある。

が確実であるため、多額の経費を調達することは困難となり、荊州辺防（湖北省荊州辺境の駐屯軍隊一引用者）から5人だけ陸軍学生を選出し派遣するほかなかった¹²⁸と述べている。湖北省からすべての経費を調達することは困難であるため、「荊州辺防」の派遣人数は5人まで削減されたのである。

上述のように、100人の留学経費の調達は困難で、最終的には20人を選出し、先行して派遣することになった。宗方小太郎は、1899年1月7日の第九回報告の中で当時の状況を以下のように述べている。

今春湖広総督張之洞と日本参謀本部との間に談合せし湖北留学生の件は、其後往再日を移し未だ派遣するに至らざりしが、此頃漸く二十名を選抜して本七日招商局汽船江裕号にて出発、上海に向はしむ。内十名は湖北武備学堂生徒にして、九名は両湖書院生徒、外一名は張之洞の長孫なり。¹²⁹

ここに書かれているように、100人の派遣計画はすでに1年を経過するも実現に至っていない状況から、ついに張之洞の孫張厚琨や湖北武備学堂、両湖書院の学生を含む20名のみを派遣することが決められたのである¹³⁰。彼らは候補知州鄺国華の引率で、招商局の汽船江裕号に乗船し、まず上海に向かっている。

上海に到着した後、湖北省の留学生らは「候補知州鄺国華の引率で当月（1月一引用者）十四日に薩摩丸に乗船、出航し、神戸に」¹³¹上陸する。また、神戸から列車に乗って東京へ向かい、張之洞の孫が学習院に進んだほか、その他の学生は1月20日に成城学校に入学した。彼らは湖北省が正式に派遣した留日学生である。

はたしてこの20名の留学経費はどのように調達されたのか、その調達過程について見る。1898年9月、張之洞は塩道（食塩の管制と検査を担当する官職）、糧道（督糧道とも称す、省の食料に関係する業務に携わる官職）及び牙厘局（税金の収入と支出を管理する部署）宛てに送った公文書で、この3箇所から110人（最初に派遣した20人を含む）の留日学生の経費を支出する予定であると書いている¹³²。公文書には、学生を派遣するにあたって必要な経常費（年間にかかる固定的な費用）と臨時費（固定でない臨時の支出に対応する費用）について触れている。経常費とは、毎年学校側に支払う学費や食事費等、年間交際費（監督や委員が留学生のために日本側の関係者と付き合うときに使う費用）、家賃や各種雑費など、監督や委員の費用のことをいう。金額は毎年100名の学生の学費「日本円で3万3000円、銀元で26000両」（当時の日本円と銀元の為替相場はおおよそ1.3対1である）、毎年滞在中の交際費「約銀1200両」で、残りは家賃や雑費が「まだ予算できない」ため実費支給する監督や委員の費用である。臨時費については「汽船、列車、荷物の輸送、旅行中の食事等の往來のための旅費が約銀5500元必要である。日本に到着

¹²⁸ 「致荊州祥將軍」光緒二十四年八月二十一日（1898年10月6日）『張之洞全集』7660頁。

¹²⁹ 前掲神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録—』53～54頁。

¹³⁰ 湖北省の留日学生派遣の統計では、1898年に20人派遣したとしているが、派遣を決めたのは1898年の後半で、実際に出発したのは1899年1月7日である。

¹³¹ 外務省外交史料館「湖北江蘇派遣学生出発期日及江蘇学生姓名人員弁二学資金送付之件」（明治32年1月19日第12号）「明治三十一年六月在本邦支那留学生留學生費之部」。

¹³² 「札塩道、糧道、牙厘局抜解学生赴日本游学各経費」光緒二十四年八月二十一日（1898年9月26日）『張之洞全集』3662頁。

してからの半年の間に、日本の生活にまだ不慣れの学生に中華料理を準備するのに、半年で銀5000元あまりが必要となる」と書かれている。

このような多額の留学経費を調達するために張之洞は、未使用の糧道の公費に加え、武昌、漢陽、黃州、荊州四府の通判（官職名）、安同知府及び糧庫大使の官職を廃止しその公費などを集め、留學生の出国費用に充てることを計画した。さらに糧道の輸出補助金から銀3600両、糧道衙門書吏及び各雑役を半数に減らして確保された銀1100両、糧道衙門の事務手当を削減した950両、巡撫衙門の公費銀10800両、また牙厘局が上納する巡撫衙門の公費銀4000両及び牙厘局が支払う巡撫衙門の小使、雑用等の給料食費等2100両などを集約し、最終的に銀30500両を調達できる見込みとなったが¹³³、実際上記の方法の実行には至らなかった。それは「湖北巡撫が再度設けられることにより、現在糧道等の官職はそのまま維持され、公費も従来のおりに支出する。留學生の経費は別の方法を考えて調達すべき」¹³⁴とされたことに原因がある。湖北巡撫が再度設けられたため、塩道と牙厘局が支払う巡撫への公費の上納は欠かすことができず、元どおりの公費の支出が必要だったのである。結局、張之洞はこの方法による資金調達の計画が達成できず、ほかの方法を考えざるを得なくなったことで、100人の派遣は一時行き詰まったのである。

張之洞は経費の出所が無いため、湖南・湖北で計100名（事実上、湖南は賛同しなかった）を選び派遣する最初の計画を変更し、50人に減少させた。その後、さらに巡撫の職を回復することで、巡撫に使う公費がその他の事業に転用できないと判明したため、先に自身の孫を含む20人のみ派遣することを決めたのである¹³⁵。

この20名の学生にかかる費用には、「毎年日本の学堂に対し支払う学費、食費等の日本円6000円が必要であり、合計約銀4000両あまり」¹³⁶、「往來のための旅費、及び汽船、列車、荷物などの運搬、移動中の食費等、約銀1000両あまり」¹³⁷、「こちらで準備する学生の中国の食事半年分、約銀1000元あまり」¹³⁸などのほかに「監督を派遣し、毎月支給すべき給料及び家賃雑費等」¹³⁹などを監督の請求により実費で支給することにした。

このように、1898年に日本参謀本部の働きかけで清政府は100人の陸軍学生派遣計画を立てたが、まずは20人だけを派遣することとなった¹⁴⁰。なぜ100人の陸軍学生を派遣することが、この段階で実現できなかったかは、上述したように、経費調達が困難であったことが間違いなく主な

¹³³ 「札塩道、糧道、牙厘局抜解學生赴日本游学各経費」光緒二十四年八月十一日（1898年9月26日）『張之洞全集』3662頁。

¹³⁴ 「札北善後局抜解遊学日本経費」光緒二十四年十一月十四日（1898年12月26日）『張之洞全集』3724頁。

¹³⁵ 前掲胡鈞重編『張文襄公年譜』巻3、153頁。

¹³⁶ 「札北善後局抜解遊学日本経費」光緒二十四年十一月十四日（1898年12月26日）『張之洞全集』3724頁。

¹³⁷ 同上。

¹³⁸ 同上。

¹³⁹ 同上。

¹⁴⁰ 湖北省とほぼ同時期に南北洋大臣が20人を派遣した。注127で触れた矢野公使の「提案」は中国が自ら留学経費を調達することで終わりを告げた。この事情について、張之洞は湖北善後局に送った文書（「札北善後局抜解遊学日本経費」『張之洞全集』3724頁）の中で1898年12月8日の総理衙門の電報について触れている。電報の内容は、「日本の矢野公使が「本国の電報を受けて軍備学堂はすでに適切に配備した、南北洋、湖北三所から陸軍学生を派遣するよう」と言い、数十名を選んで派遣することを望み、付き添う委員に随行させ、経費は本省より用意する」ということであった。

原因になったと言える。

第二節 留学経費の各種支出—官費生と監督・委員の場合

先述した張之洞の経費調達に関する公文書では、經常費と臨時費について述べているが、ここでは実際に陸軍官費生を受け入れた成城学校を例にして各学生の具体的な支出を見てみる。

寄宿舎制度を実施している成城学校では、留学生の学費等の費用は学校側が一括して管理していた。管理方法は以下の通りである。

まず中国公使館から、毎月一人当たり二五円が学校にわたされる。「其内金参円ヲ学生各自ニ付与シテ雜費ニ充テシメ金貳円ヲ以テ教育費用図書器具費食費医薬費（入院費ハ此限ニ非ス）及制帽服外套靴襪袴袴下等ニ至ルマテ学校ニ於テ一切ノ処弁ヲ為スコト」。¹⁴¹

第一節で触れたように官費生は一人毎年 300 円が支給される。その費用全額は駐日公使館により学校に支払われた後、毎月 2 円の学費を差し引き、毎月 3 円の小遣いが官費生に渡される以外は、医薬品を含むそのほかの各種支出を学校が代理で管理していた。なお、入院費は学校に支払われる金額の中に含まれず、「想定外の経費」として、湖北省の留学生監督や委員によって実費が支給された。

陸軍留学生以外の官費生もほぼ学校の寄宿舎に入るため、毎月の費用支出の方法は、基本的に成城学校と変わらない。この点については、すでに第二章で触れている。

次に臨時費の支出の仕方について見てみる。この臨時費は、主に留学生が日本へ行く準備の際に支払う費用であり、「旅費及び汽船、列車、荷物の運搬、渡航中の食費」の他に、湖北省が官費生に支給した「整装費」（出国前の荷物などの準備代）、「安家費」（毎月国内の家族に支給される費用）などが含まれている。たとえば、1902 年に湖北省が師範科と警察科を学ぶ官費生を派遣した際に、師範科を学ぶ 30 名の官費生には「一人あたり整装費銀 20 円、安家費銀 30 円が支給」され¹⁴²、警察科を学ぶ 20 名の官費生には「一人あたり整装費銀 20 円」¹⁴³が支給されている。この「安家費」が出発間際に支給された一回分の経費額だったのか、通年の経費額であったかは明らかでない。当時の雑誌に「湖北省は西洋と日本に赴く官費生 1 人当たり毎月安家費を支給している。これは心にかけている意を示すものである」¹⁴⁴という記述があり、官費生に安家費を支給するのは湖北省では一般的なことであったといえる。そのほかに 1904 年に湖北省が日本へ派遣した警察科を学ぶ官費生の安家費について、次のような記載がある。

贍養家費は毎月銀 50 円又は銀 30 円と定められているが、この度、警察科を学ぶ 30 人の派遣が決まり、もともと贍養家費が銀 50 円だった者は銀 25 円に、銀 30 円だった者は銀 15 円に減額しようとした。これにより官費生のなかで動揺が起こり、みんな留学する気をなくした。¹⁴⁵

¹⁴¹ 前掲中村義「成城学校と中国人留学生」262 頁。

¹⁴² 「札委双寿帯同両湖書院学生及護軍營勇前赴日本学習師範、警察各学（附単）」光緒二十八年五月初一日（1902年6月6日）『張之洞全集』4194頁。

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ 『教育雑誌』〔商務印書館〕第7期、1910年8月14日。

¹⁴⁵ 『時報』第110号、1904年9月29日。

ここでいう「贍養家費」は前述の「安家費」と同じ性格の扶養手当にあたるもので（以下「安家費」と統一する）、この費用は毎月支給されており、在籍学校の修学年限で加算していくと小さな出費とはいえないものであった。出発及び帰国の際に支給される旅費などの一時的な支出と比べて、扶養手当は国内の家族へ支給される固定経費であるといえる。さらに、記事に書かれている警察留学生が、扶養手当の金額が減額されたことに不満を抱いた様子から、安家費の支給は、留学生募集を容易とし、留学生を海外で落ち着いて勉強させるための手段の一つであったことが窺える。しかし、1909年になって、湖北省の財政難により、安家費の支給は取りやめられた。これまでの先行研究では、管見の限り安家費について触れられていないが、安家費は湖北省だけが官費生に支給していた特別な手当であったかなど、今後さらに検討する必要がある。

以上で述べた経常費と臨時費は、全て官費生のために支出された経費である。毎月支給される学費を除いて、日本へ行く前の整装費、安家費及び出発した後の各渡航費、食費等がある。しかし、実際はこれら以外にも、最初の官費生派遣では、任命された委員が留学生を引率して日本に赴き、また派遣された監督が日本に駐在して湖北省の留学生を管理しており、委員や監督のための経費を支出しなければならなかった。

留学生監督は常に日本に駐在し、留学生の世話をした。委員は学生の来日時の付き添い或いは留学生に関係する事件を処理するために特別に派遣されるもので、日本に常駐してはいなかった。時には監督と委員が同時に日本に居ることがあり、時には一人で委員と監督を兼任することもあり、二者の間に留学生管理の責任について厳密な区分はなされていなかった。ここで委員と監督に必要な費用にふれる前に、湖北の委員及び歴任の留学監督について整理する（表3-1を参照）。

【表3-1】湖北省の歴代監督及び委員（1898年から1906年まで）

年別（年）	委員	監督
1898	候補知県鄭国華	候補道張斯恂
1899	未詳	知府錢恂
1900	未詳	知府錢恂
1901	未詳	監督廃止、錢恂が「湖北交渉委員」に任命された。
1902	知府双壽	候補知府卞絳昌
1903、3～9	未詳	查双綏
1903、9～1904、3	未詳	查双綏→李宝巽
1904	未詳	道台李宝巽
1905	知府双壽	李宝巽
1906	未詳	李宝巽→道台喜源

（表3-1は『張之洞全集』と『清国留学生学生会館報告』（第3、4、5回）に基づいて筆者が整理したものである。なお、年別の1903年3月～9月と1903年9月～1904年3月という表記は『清国留学生学生会館報告』の第3回と第4回の統計期間によるものであり、そのままにした。）

1899年1月初旬に、候補知県の鄭国華は湖北委員として20名の留学生に付き添って来日した。留学生らが日本に到着した後、張之洞は候補道台の張斯恂を監督として留学生を管理させ、鄭国

華は任務を終えて帰国させることにした¹⁴⁶。その後、張斯恂が道台に就任するため帰国し、同年知府錢恂が監督に任命された。しかし、1901年になって張之洞は、留学生が入学した後、学校に彼らの管理を任せて重大なことがあれば駐日大臣に任せるという方針をとり湖北留学生監督という職を撤廃した。またちょうど新政が実施され始める時期であり、日本の各事業を参考にすることがあるため錢恂を湖北交渉委員に任命し、日本と湖北の間を行き来させることを決めた¹⁴⁷。1902年武昌知府双寿は師範科と警察科を学ぶ留学生を引率して来日し、湖北委員の身分でしばらく日本に滞在して湖北留学生の世話役を務めた。しかし、同年10月、駐日大臣の蔡鈞が南北洋大臣から派遣された監督が日本に駐在しているので、湖北省も専任の監督を派遣すべきであると湖北省に要請する。それに対して、張之洞はすでに日本にいた候補知府の卞緯昌を湖北留学生監督に任命することとした。その後、湖北留学生監督は何度も更迭されるが、1903年は查双綏、1904年からは道台の李宝巽が監督を務め、李が1906年5月に病気のため退任すると、後任として道台喜源が選ばれた。1906年12月に監督処が設立されると、監督処の総監督によって全国の留日学生が統一的に管理されるようになった。同時に、各省から派遣された留学生監督は、それぞれの留学経費を清算し、帰国した。しかし、湖北省の場合、監督処が発行した『官報』とその附録『経費報銷冊』から、「湖北監督王孝繩」¹⁴⁸及び「随同管理游学生委員楊楫」¹⁴⁹という記述が見受けられ、しばらく監督らが存在したようである。また「湖北委員」とも呼ばれた王孝繩が張之洞によって派遣されたが、日本滞在時期（1907年9月頃）は、ちょうど湖北路鉞学堂を廃校にする時期と重なっており、同学堂の後片付けをするために来日したと推察される。王孝繩は在日中に日本の鉄道庁と交渉して、湖北省の鉄道卒業生が鉄道庁で実習することを実現させた¹⁵⁰。候補知府の楊楫は王孝繩の後に来日したが、『官報』などの資料上では一貫して「湖北委員」という肩書きとされており（おそらく、監督処ができたあと、各省の監督を設けない規則に従うため、便宜上湖北委員としたのだろう）、日本に3年間滞在しているの、事実上の湖北留学生監督であったと言える。

留学生派遣を通してみると、湖北省は1901年から1902年の短期間監督を設置しなかったほか、常時監督を派遣して留学生を管理していたといえる。張之洞に監督として任命された者は、すべて候補知府か候補道台の身分であった。また、委員も同じ候補知府の身分で張之洞に各種の

146 「札委錢恂充遊学日本学生監督及飭張斯恂回鄂当差」光緒二十五年二月十一日（1899年3月22日）『張之洞全集』3777頁。

147 「札委錢恂充湖北交渉委員並飭善後局遵照辦理」光緒二十七年十月十三日（1901年11月23日）『張之洞全集』4152～4153頁。

148 王孝繩（1873-1912）は福建省閩県（現福州）生まれ。字は彦武、号は司直である。王仁堪の子。湖広総督の書記官、湖北崇陽県知事、湖北候補知府、候補道員、川粵漢鉄道の提調などを歴任した。

149 楊楫は字祖江、号石漁、『鴻山楊氏宗譜』の編集者である。清末において「知府の身分で湖北省に派遣され任用を待つ。湖広総督張之洞に自分の幕府に招かれ、外国との往来書類を処理する任を任された。まもなく、日本の東京へ派遣され留日学生の監督の役を任命され、家族と共に赴任、日本に3年滞在し、度々、留日学生に手当を支給することを斡旋し、留日学生を学業に集中させることに努めた。夫人の病気が治らないために監督を辞任し、夫人の棺と共に帰国した」楊愷齡作『楊楫（石漁公）伝』（『祠堂博覧』2007秋之巻、総14期）。

150 光緒三十三年十二月初八日（1908年1月11日）の『中外日報』では、「留日学界伝聞」という題目で王孝繩が22名の鉄道生を鉄道庁で実習させる交渉をしていることについて報道している。

任務を与えられて日本に来ていた。例えば、前に述べたように 1902 年に湖北委員として留学生に付き添い来日した双寿は、1905 年に再び張之洞により日本に派遣されている。1905 年の来日は留学生らが日本文部省の所謂「清国留学生取締規則」に反対してストライキを起こして一斉に帰国する事件が起きている頃で、彼はその対応のために派遣されたといえる。しかし、湖北留学生監督や委員が行った留日学生の経費管理などの形式については、不明である。

また、表 3-1 にまとめた湖北委員と監督に関わる費用は、史料上の制限ですべてを明らかにすることはできない。以下には、限られている資料を利用し、二名の委員或いは監督の例を挙げ、彼らの待遇を明らかにすることを通して、ほかの監督の状況も推測したい。その例の一つは、1902 年に師範と警察の留学生を日本に連れてきた武昌知府の双寿である。湖北省から双寿に支給された費用は、「月給と夫馬費（小使・馬車を雇う費用—引用者）200 円、さらに日本人通訳一名を同行させる」¹⁵¹とあるように、通訳代も出費の一つとなっている。当該文書で通訳の費用が明確には記されていないが、1898 年姚錫光が日本視察のため派遣された時に、宇都宮に頼んで 2 名の通訳を雇い、1 人毎月 150 円（そのほかに住居を提供）を支払っていることから¹⁵²、日本人の通訳費用は月 150 円ほどであると推量される。このように通訳代まで含んで考えると、双寿一人に支払われた費用は毎月 350 円となる。また、双寿は毎月の給与のほかに実費で支給される在日公費も受け取っている。前にふれた双寿の後に監督として選ばれた在日候補知府卞紱昌は、毎月の給与が 140 円で、公費と雑費は実費で支給されていた。

もう一人の例としては、監督処の設立後に張之洞に派遣され湖北留学生の世話をしていた候補知府楊楫がいる。楊楫の派遣時期は不詳であるが、『官報』の 10 期（1907 年 10 月）に湖北監督王守繩の名前があり、次の第 11 期（1907 年 11 月）では「湖北派委随同管理游学生委員」楊楫の名前が登場しているので、1907 年 11 月前後に来日したと推測できる。当初、楊楫は毎月 500 円の公費を受け取っていたが、『官報』第 26 期以後、毎月の公費は 600 円に増額され、『官報』第 42 期（1910 年 5 月）では帰国旅費 600 円が支給されている。楊楫が毎月受け取った 600 円の公費の中には、個人の給料と在日公費などが含まれていると考えられる。

委員双寿は毎月 200 円の給料（夫馬費を含む）で、監督の卞紱昌は毎月 140 円の給料と、両者はさらに在日公費も実費で別途支給されていたが、楊楫は毎月公費を含む 600 円を受け取っていた。この三者の待遇から見れば、湖北留学生監督或いは委員の給料は毎月 140 円以上で、公費を含む場合、600 円が上限となっているといえる。また、監督処が設立された後、各省が派遣した監督に支払った経費額は監督処の経費として支弁されることになっていたが、湖北省から毎月監督処に納められた経費額は 350 円であったことによって¹⁵³、監督処設立直前の湖北留学生監督の給料は毎月 350 円であったことが分かった。

151 「札委双寿帯同両湖書院学生及護軍營勇前赴日本學習師範、警察各学（附単）」光緒二十八年五月初一日（1902年6月6日）『張之洞全集』4205頁。

152 「姚令、張游撃來電」光緒二十四年二月十七日亥刻着（1898年3月9日）『張之洞全集』7524頁。

153 「学部奏設管理游学生監督処折」『官報』第1期。

第三節 監督処設立前の留学経費の管理及び留日学生人数の変化

最初に派遣された 20 名の留学生の経費は、結局張之洞が善後局（特別なことを処理し、総督の臨時支出に対応する官署）に命じて日本に送金することになった¹⁵⁴。その後、引き続き日本に送られた留学経費の出所がどうなっているかについて、次に見ることにする。

第一節で 100 人の陸軍留学生の派遣は経費の問題により実現しなかったと言及したが、この計画が出されてからおよそ 1 年半経った 1899 年 10 月に、張之洞は 80 名の学生を選んで、陸軍の兵法、武器の製造、陸軍測量、工芸製革などの軍事関連の各科を学ばせるために日本に派遣した。この 80 名の留学生の学費は、「各省の通例どおり」¹⁵⁵一人あたり毎年銀 300 円で、先に 3 ヶ月分の学費銀 4000 両を準備し、それに加えて旅費、宿舍費、食費等の雑費銀 4000 両、計銀 8000 両が必要だった。この 80 名の経費は、善後局から支給される被服費を除き、その他の費用は「塩道により淮塩加価練兵雑款から引き抜かれる」¹⁵⁶とされた。外務省の史料によれば、来日した留学生は合計 81 名で、うち 78 名が官費生、3 名が自費留学生で、この 81 名の留学生は二組に分けられ、一組の 46 名は錢恂が引率し神戸丸号に乗船して 10 月 21 日に出発、もう一組の 35 名は山城丸に乗船して 10 月 28 日に出発した¹⁵⁷。錢恂は監督として学生を引率して来日し、これら 80 名の 3 ヶ月の留学費用を持参した。

1900 年になると、二回にわたって派遣された計 98 名の官費生の経費出所に変化が起きる¹⁵⁸。すなわちこれらの経費はもはや張之洞一人によって統一的に調達されるものではなくなっていた。具体的な状況については、表 3-2 で示しているように留学生の派遣部門により留学経費の支給部署も異なっていることがわかる。各兵舎の将校は計 29 名で、一人あたり毎月 35 円、合計 1 万 2180 円が善後局から支払われたが、両湖書院と経心書院からは計 26 名が派遣され、一人あたり毎月 25 円にプラス毎月 2 円の雑費で、合計 8424 円が支払われた。武備学堂からは 13 名で、そのうち張之洞の孫に毎月 50 円、その他の 12 名に一人あたり毎月 25 円、それに加えて 13 名に毎月 2 円の雑費、計 4512 円が支払われた。護軍營銃砲場からは 30 名が派遣され、一人あたり毎月 25 円と雑費 2 円、計 9720 円が「銃砲局」から支払われた。98 名の官費生の費用は 1 年で合計 3 万 4386 円となる。派遣を決めた際は張之洞により統一的に留学資金が調達されたが、その後は日本滞在にかかる費用は各派遣部署が分担するようになった。各派遣部署が経費を負担してから、各派遣部署がバラバラに送金するのは煩わしく、管理に不便が生じたことから、1900 年より善後局が各派遣部署から半年ごとに費用を受け取り（或いは善後局が先に立て替えて、後に各部

¹⁵⁴「札北善後局匯寄本年下半年遊学日本経費」光緒二十五年五月十七日（1899年6月24日）『張之洞全集』3830頁。

¹⁵⁵「札北塩法道等派員、兵、匠赴日本各学堂、營分門肄習（附単）」光緒二十五年九月初七日（1899年10月11日）『張之洞全集』3883頁。

¹⁵⁶同上。

¹⁵⁷「湖広総督張之洞派遣留學生出発ノ件」外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留學生關係雜纂」（陸軍外之部）（3-10-5-3-2）。

¹⁵⁸この時期の湖北省の留日学生人数は、張之洞に派遣された98名以外に4名存在した。張之洞が善後局へ送った文書では、日本で体操を習った4人がすでに帰国したことに触れられている。この4名の具体的な状況はわからないが、今後検証する必要がある。「札北善後局等發遊学日本各員応需半年学費（附単）」（光緒二十六年三月初一日（1900年3月31日）『張之洞全集』3985頁）を参照。